

議案第 6 2 号

佐野市休日歯科診療所条例の制定について

佐野市休日歯科診療所条例を次のように定めます。

令和 6 年 6 月 7 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市休日歯科診療所条例

(設置)

第 1 条 休日における応急的な歯科診療を行うため、休日歯科診療所を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 休日歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐野休日歯科診療所	佐野市大橋町 2 0 4 2 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 市長は、休日歯科診療所の管理を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 休日における応急的な歯科診療に関すること。
- (2) 休日歯科診療所の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
(診療日)

第 5 条 休日歯科診療所の診療日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に診療日を変更し、又は休診することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日

(3) 12月31日から翌年の1月3日までの日

- 2 指定管理者は、前項ただし書の規定により臨時に診療日を変更し、又は休診しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(診療時間)

第6条 休日歯科診療所の診療時間は、午前9時から正午までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、診療時間を変更することができる。

- 2 指定管理者は、前項ただし書の規定により診療時間を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第7条 休日歯科診療所を利用する者（以下「利用者」という。）は、休日歯科診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、利用後速やかに、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により、あらかじめ、市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。ただし、診療報酬の算定方法により算定し難いものは、あらかじめ、市長の承認を受けて指定管理者が別に定めるものとする。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(手数料)

第8条 休日歯科診療所において、歯科に係る診断書その他の証明書の交付を受ける者は、別表に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(利用料金及び手数料の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、手数料を免除することができる。

(利用料金及び手数料の不還付)

第10条 既納の利用料金又は手数料は、還付しない。ただし、利用料金にあつては指定管理者が、手数料にあつては市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、休日歯科診療所の利用を拒み、又は退所を命ずることができる。

- (1) 休日歯科診療所の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 休日歯科診療所の職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、休日歯科診療所の管理上支障があるとき。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の申請及び承認、指定管理者の指定その他の休日歯科診療所を管理するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	金額（1通につき）
一般診断書	3,300円
一般診断書以外の診断書	5,500円

通院証明書その他の簡易な証明書	5 5 0 円
その他の証明書	5 , 5 0 0 円

理 由

佐野市休日歯科診療所を設置するため本条例を制定したいので提案する
ものです。